

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5580407号  
(P5580407)

(45) 発行日 平成26年8月27日(2014.8.27)

(24) 登録日 平成26年7月18日(2014.7.18)

(51) Int.Cl. F 1  
D O 4 B 1/24 (2006.01) D O 4 B 1/24

請求項の数 5 (全 13 頁)

(21) 出願番号	特願2012-512559 (P2012-512559)	(73) 特許権者	000151221 株式会社島精機製作所 和歌山県和歌山市坂田85番地
(86) (22) 出願日	平成22年4月26日(2010.4.26)	(74) 代理人	100100147 弁理士 山野 宏
(86) 国際出願番号	PCT/JP2010/057380	(72) 発明者	由井 学 日本国和歌山県和歌山市坂田85番地 株 式会社島精機製作所内
(87) 国際公開番号	W02011/135653	(72) 発明者	島崎 宣紀 日本国和歌山県和歌山市坂田85番地 株 式会社島精機製作所内
(87) 国際公開日	平成23年11月3日(2011.11.3)	審査官	官崎 大輔
審査請求日	平成25年3月6日(2013.3.6)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 隣接する編地部の接合方法、および編地

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

対向する少なくとも前後一对の針床と、編針に編糸を給糸する複数の給糸部材とを備える横編機を用いて、編地の編幅方向に並び、かつ独立して編成される複数の編地部を接合するための隣接する編地部の接合方法であって、

隣接する2つの編地部を1コースずつ編成する過程を、コースごとに編成方向を入れ替えて交互に繰り返して編地部のコース数を増していく際、少なくとも一部の編成コースにおいて、

(1) 隣接する少なくとも一方の編地部の終端となる掛け目または編目からなる終端係止目を、その終端係止目を有する編地部とは別の編地部の編成領域に重複する位置の編針で、かつ終端係止目の一つ前の編目が形成される針床に対向する針床の編針に形成することで、前記終端係止目と終端係止目の一つ前の編目とを繋ぐ編糸を、当該別の編地部の編糸に交差するように前後の針床間に渡らせる、および

10

(2) 隣接する少なくとも一方の編地部の始端となる掛け目または編目からなる始端係止目を、その始端係止目を有する編地部とは別の編地部の編成領域に重複する位置の編針で、かつ始端係止目の一つ後の編目が形成される針床に対向する針床の編針に形成することで、前記始端係止目と始端係止目の一つ後の編目とを繋ぐ編糸を、当該別の編地部の編糸に交差するように前後の針床間に渡らせる、

の少なくとも一方を行い、

前後の針床間を渡らせた一部の渡り糸と、その渡り糸を有する編地部とは異なる編地部

20

の編糸と、を絡み合わせることで隣接する編地部同士を連結することを特徴とする隣接する編地部の接合方法。

【請求項 2】

隣接する 2 つの編地部を同一の編成方向で編成すると共に、  
少なくとも 1 コースごとに、前記 ( 1 ) および ( 2 ) の両方を行うことを特徴とする請求項 1 に記載の隣接する編地部の接合方法。

【請求項 3】

前記 ( 1 ) を行った編成コースの次の編成コースにおいて、当該 ( 1 ) で形成した終端側係止目に対してミス編成を行い、さらに次の編成コース以降に前記終端係止目に連続する新たな終端係止目または始端係止目を形成することを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の隣接する編地部の接合方法。

10

【請求項 4】

隣接する編地部を編成する編糸の色を異ならせることでインターシャ柄を編成することを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の隣接する編地部の接合方法。

【請求項 5】

対向する少なくとも前後一对の針床と、編針に編糸を給糸する複数の給糸部材とを備える横編機を用いて編成される編地で、その編幅方向に並び、かつ独立して編成された複数の編地部を備える編地であって、

表目を含んで隣接する両編地部のうち、少なくとも一方の編地部における一部の編成コースの境界部側端部にある編目が裏目であり、

20

当該裏目を有する編成コースにおける、裏目とその裏目の隣の表目とを繋ぐ編糸が、他方の編地部における最も境界部寄りにある表目と、その表目のウエール方向に連続する表目とを繋ぐ編糸に絡むことで、両編地部が連結されていることを特徴とする編地。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、編幅方向に並び、かつ独立して編成された複数の編地部を接合するための隣接する編地部の接合方法、およびこの隣接する編地部の接合方法を適用して編成された編地に関する。

【背景技術】

30

【0002】

従来から、少なくとも前後一对の針床を備える横編機を用いて、編幅方向に並び、かつ独立して編成された複数の編地部を接合することが行われている。従来の隣接する編地部の接合方法では、隣接する編地部同士をタック編成により繋ぐことが一般的である。例えば、特許文献 1 の第 1 , 3 , 4 図に示されるように、隣接する一方の編地部の編糸を、他方の編地部の編目にタックで両編地部を繋ぐ。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開昭 56 - 53247 号公報

40

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかし、上記従来の隣接する編地部の接合方法では、両編地部をタックにより接合するため、使用する編糸や編成の条件によっては両編地部の境界部に割れが生じたり、境界部のラインが乱れたりするなどの不具合が生じる場合もあった。このような不具合は、例えば、アーガイル柄など、隣接する編地部の境界部が斜めに延びる場合には、目立ち難く、当該境界部が真っ直ぐ上方に伸びる場合には、目立ち易い。

【0005】

例えば、図 9 , 10 に示す写真はそれぞれ、従来の接合方法を適用して編成した編地に

50

おける隣接する編地部の境界部を表側から見た拡大写真と裏側から見た拡大写真である。図10に示す境界部の裏側を見れば、一方の編地部の編糸が他方の編地部に延びてタックされていることがわかる。そして、図9に示す境界部の表側を見れば、タックに起因して、境界部近傍における編目の状態が他の部分に比べて乱れたようになっており、境界部が若干ジグザグになっていることがわかる。

【0006】

本発明は、上記の事情に鑑みてなされたものであり、その目的の一つは、従来の隣接する編地部の接合方法よりも隣接する編地部の境界部をさらに美しく仕上げるができる隣接する編地部の接合方法、およびこの隣接する編地部の接合方法を適用して編成された編地を提供することにある。

10

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明の隣接する編地部の接合方法は、対向する少なくとも前後一对の針床と、編針に編糸を給糸する複数の給糸部材とを備える横編機を用いて、編地の編幅方向に並び、かつ独立して編成される複数の編地部を接合するための隣接する編地部の接合方法である。この本発明の隣接する編地部の接合方法では、隣接する2つの編地部を1コースずつ編成する過程を、コースごとに編成方向を入れ替えて交互に繰り返して編地部のコース数を増していく際、少なくとも一部の編成コースにおいて、次の(1)および(2)の少なくとも一方を行う。

(1) 隣接する少なくとも一方の編地部の終端となる掛け目または編目からなる終端係止目を、その終端係止目を有する編地部とは別の編地部の編成領域に重複する位置の編針で、かつ終端係止目の一つ前の編目が形成される針床に対向する針床の編針に形成することで、前記終端係止目と終端係止目の一つ前の編目とを繋ぐ編糸を、当該別の編地部の編糸に交差するように前後の針床間に渡らせる。

20

(2) 隣接する少なくとも一方の編地部の始端となる掛け目または編目からなる始端係止目を、その始端係止目を有する編地部とは別の編地部の編成領域に重複する位置の編針で、かつ始端係止目の一つ後の編目が形成される針床に対向する針床の編針に形成することで、前記始端係止目と始端係止目の一つ後の編目とを繋ぐ編糸を、当該別の編地部の編糸に交差するように前後の針床間に渡らせる。

上記のように編地部の編成コースを増していく際に、前後の針床間を渡らせた複数の渡り糸を形成することにより、これら渡り糸のうちの一部の渡り糸と、その渡り糸を有する編地部とは異なる編地部の編糸と、を絡み合わせることで隣接する編地部同士を連結することを特徴とする。

30

【0008】

本発明の隣接する編地部の接合方法において、隣接する2つの編地部を同一の編成方向で編成すると共に、少なくとも1コースごとに、上記(1)および(2)の両方を行うことが好ましい。両編地部の編成方向を同一とする場合、後述する実施形態1に示すように、編成方向手前側の編地部を編成するにあたり、編成方向奥側の編地部の編成領域内に終端係止目を形成し、奥側の編地部を編成するにあたり、手前側の編地部の編成領域内に始端係止目を形成する。

40

【0009】

本発明の隣接する編地部の接合方法において、上記(1)を行った編成コースの次の編成コースにおいて、当該(1)で形成した終端側係止目に対してミス編成を行うことが好ましい。

【0010】

本発明の隣接する編地部の接合方法において、隣接する編地部を編成する編糸の色を異ならせることでインターシャ柄を有する編地を編成しても良い。

【0011】

一方、本発明編地は、対向する少なくとも前後一对の針床と、編針に編糸を給糸する複数の給糸部材とを備える横編機を用いて編成される編地で、その編幅方向に並び、かつ独

50

立して編成された複数の編地部を備える編地である。この編地において、柄として裏目を使用する場合を除き、主として表目から構成される隣接する両編地部のうち、少なくとも一方の編地部における一部の編成コースの境界部側端部にある編目が裏目である。そして、当該裏目を有する編成コースにおける、裏目とその裏目の隣の表目とを繋ぐ編糸が、他方の編地部における最も境界部寄りにある表目と、その表目のウエール方向に連続する表目とを繋ぐ編糸に絡むことで、両編地部が連結されていることを特徴とする。

#### 【0012】

本発明編地において、例えば、隣接する両編地部に裏目が形成されている場合、後述する実施形態1の図2に示すように、編地部の端部の裏目3とその裏目3の隣の編目4とを繋ぐ編糸(図中、太線で表示)が、編地部における最も境界部寄りにある表目1とその表目1のウエール方向に連続する表目8とを繋ぐ編糸(図中、太線で表示)に絡むことで、両編地部同士が連結される。また、隣接する両編地部のいずれか一方に裏目が形成されている場合も、実施形態2の図6や実施形態3の図8に太線で示すように、隣接する編地部の編糸同士の絡み合いにより両編地部同士が連結される。

10

#### 【発明の効果】

#### 【0013】

本発明の隣接する編地部の接合方法によれば、本発明編地を編成することができる。この本発明編地において、両編地部の境界部側端部に裏目が形成されていると、当該裏目は、その裏目を有する編地部とは異なる編地部の裏側に回り込む(後述する実施形態1の図4を参照)。そして、当該裏目がある編成コースにおける裏目の隣の編目が、編地を表側から見たときに両編地部の境界部に整列する(後述する実施形態1の図3を参照)。また、本発明編地では、隣接する編地部を構成する編糸同士の絡み合いによって両編地部を連結するため、従来のタック編成を用いた場合のように、両編地部の境界近傍の編目に引っ張られるような力が加わらず、編目の乱れが生じない(同図3を参照)。さらに、タックを用いることなく編糸同士の絡み合いにより両編地部を連結すれば、編地を編幅方向に引っ張ったときに、両編地部の連結部が突っ張ることがなく、当該連結部の伸縮性を他の部分と同等程度とすることができる。

20

#### 【0014】

本発明の隣接する編地部の接合方法において、隣接する2つの編地部を同一の編成方向で編成すると、各編地部を編成するための給糸口同士が干渉し難い。また、隣接する2つの編地部の同一コースで終端係止目と始端係止目を形成することを少なくとも1コースごとに行うことで、隣接する編地部同士を強固に連結することができる。また、上記編成によれば、同一コースで終端係止目もしくは始端係止目のいずれかのみを形成した場合に比べて、同一コースで形成される渡り糸の数が多くなる。その結果、編地を引っ張ったときに、両編地部の境界部にできる孔を埋めるように渡り糸が渡り、当該孔を目立たなくすることができる。

30

#### 【0015】

また、本発明の隣接する編地部の接合方法において、隣接する編地部を編成する際、終端係止目を形成した編成コースの次の編成コースでミス編成を行うことで、隣接する編地部の編成を円滑にできる。その理由は、後述する変形例で詳述する。

40

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0016】

【図1】実施形態1に示す隣接する編地部の接合方法に係る編成工程図である。

【図2】図1の編成工程図に従って編成された編地のループ図である。

【図3】実施形態1に示す編地における隣接する編地部の境界部近傍を表側から見た拡大写真である。

【図4】実施形態1に示す編地における隣接する編地部の境界部近傍を裏側から見た拡大写真である。

【図5】実施形態2に示す隣接する編地部の接合方法に係る編成工程図である。

【図6】図5の編成工程図に従って編成された編地のループ図である。

50

【図7】実施形態3に示す隣接する編地部の接合方法に係る編成工程図である。

【図8】図7の編成工程図に従って編成された編地のループ図である。

【図9】従来の隣接する編地部の接合方法を適用して編成された編地における隣接する編地部の境界部近傍を表側から見た拡大写真である。

【図10】従来の隣接する編地部の接合方法を適用して編成された編地における隣接する編地部の境界部近傍を裏側から見た拡大写真である。

【発明を実施するための形態】

【0017】

以下、本発明の実施形態を図面に基づいて説明する。実施形態に記載の編成はいずれも、互いに対向する前後一对の針床と、各針床の編針に編糸を給糸する給糸部材とを有する2枚ベッド横編機を用いた編成例を説明する。また、この横編機は、針床の編針を駆動させる複数のカムシステムを搭載するキャリッジを備える。以降の説明では編成方向に先行するカムシステムをC1、後行するカムシステムをC2とする。

10

【0018】

<実施形態1>

本発明の隣接する編地部の接合方法を用いて、異なる色の編糸で互いに独立して編成される編地部を備えるインターシャ柄の編地を編成する例を図1, 2に基づいて説明する。

【0019】

図1は、隣接する編地部の接合方法に係る編成工程図である。図1の左側に記載される「S+数字」は編成工程の番号、FBは前針床、BBは後針床、三角印は給糸口、アルファベットA~Oは針床の針の位置、丸印は編目、逆V字は掛け目を示す。また、図1中の一部の編目もしくは掛け目には、編成工程における形成順に符合を付している。図2は、図1の編成工程で編成された編地のループ図であり、図中の数字とアルファベットは、図1の数字とアルファベットに一致する。なお、説明した図の見方は、後述する図5~8でも同様である。

20

【0020】

図1のS0には、FBの針A~Oに編目が係止された状態を示す。この状態から以下に説明する編成工程に従い、3つの異なる給糸口X, Y, Zから給糸される編糸で3つの編地部, , を編成する。

【0021】

S1では、上記S0の状態からキャリッジを紙面右方向に移動させ、給糸口Xが先行、給糸口Yが後行となるように、キャリッジに両給糸口X, Yを連行させる。まず、先行のカムシステムC1は、FBの編針A~Eに編目を形成させ、それに続いてBBの編針Fに掛け目2を形成させる。この編成により、BBの編針Fに係止される掛け目(終端係止目)2を終端とする編地部の1コース目が形成される。掛け目2は、後述するように出来上がる編地において編地部の裏側に配置される。ここで、キャリッジは、掛け目2の形成が終了した後、掛け目2よりも紙面右側で給糸口Xの連行をやめ、その位置に給糸口Xを停止させる。

30

【0022】

一方、後行のカムシステムC2は、キャリッジにより編地部の編成領域内から連行される給糸口Yを用いて、BBの編針Eに編地部の始端となる掛け目(始端係止目)3を形成させた後、FBの編針F~Jに編目を形成させ、最後にBBの編針Kに編地部の終端となる掛け目を形成させる。キャリッジは、編針Kへの掛け目の形成が終了した後、編針Kの掛け目よりも紙面右側に給糸口Yを停止させる。ここで、編地部の始端となる掛け目3は、編地部の終端の掛け目2よりも後に形成される。そのため、BBの編針Eの掛け目3からFBの編針Fの編目4に向かってFBとBBとの間を渡る編地部の渡り糸が、FBの編針Eの編目1からBBの編針Fの掛け目2に向かってFBとBBとの間を渡る編地部の渡り糸の上方(紙面垂直方向であって、歯口の上方)に交差する。

40

【0023】

さらに、S1では、カムシステムC1により新たな給糸口Zを用いて編地部が形成さ

50

れる。その際、カムシステム C 1 は、B B の編針 J に始端となる掛け目を形成させた後、F B の編針 K ~ O に編目を形成させる。ここで、編地部 を編成するカムシステム C 1 は、編地部 を編成するカムシステム C 2 に先行するので、編地部 の始端の掛け目 ( B B の編針 J ) は、上述した編地部 の終端の掛け目 ( B B の編針 K ) よりも先に形成される。そのため、F B の編針 J の編目から B B の編針 K の掛け目に向かって F B と B B との間を渡る編地部 の渡り糸が、B B の編針 J の掛け目から F B の編針 K の編目に向かって F B と B B との間を渡る編地部 の渡り糸の上方に交差する。

【 0 0 2 4 】

次に、S 2 では、S 1 とは編成方向を反対にして、各編地部 , , の次の編成コースを編成する。その際、各編地部 , , の始端や終端を、S 1 で形成した掛け目の位置に設定する。まず、給糸口 Z を用いてカムシステム C 1 により編地部 を編成すると共に、給糸口 Y を用いてカムシステム C 2 により編地部 を編成する。編地部 の編成が終了した際、キャリアッジは、編地部 の編成コースの終端となる編目 ( B B の編針 J ) よりも紙面左側に給糸口 Z を停止させ、その後、給糸口 X を連行する。連行された給糸口 X は、カムシステム C 1 により編地部 の編成に利用される。また、編地部 の編成が終了した際、キャリアッジは、編地部 の終端の編目 8 ( B B の編針 E ) よりも紙面左側に給糸口 Y を停止させる。

10

【 0 0 2 5 】

この S 2 により、S 1 で形成した編地部 の編成コースにおける始端の掛け目のウエル方向に続いて、編地部 の次の編成コースにおける終端の編目が形成される。編地部 , , についても同様に、S 1 で形成した編成コースの始端の掛け目 3 および終端の掛け目 2 にはそれぞれ、次の編成コースにおける終端の編目 8 および始端の編目 5 が形成される。なお、隣接する 2 つの編地部に備わる両渡り糸の上下関係は、S 1 と同様である。

20

【 0 0 2 6 】

次に、S 3 では、S 1 と同様の編成方向、編成順序に従って、編地部 , , を 1 コース分編成する。編地部 の終端の編目 1 0 は、S 2 で編成した編地部 の始端の編目 5 に続いてウエル方向に新たに形成される。また、編地部 の始端の編目 1 1 は、S 2 で編成した編地部 の終端の編目 8 に続いてウエル方向に新たに形成される。また、編地部 の終端の編目 ( B B の編針 K ) は、S 2 で編成した編地部 の始端の編目に、編地部 の始端の編目 ( B B の編針 J ) は、S 2 で編成した編地部 の終端の編目に続いてウエル方向に新たに形成される。

30

【 0 0 2 7 】

以降は、S 2 , S 3 の編成を繰り返すことで、互いに隣接する編地部を備える編地を完成させる。図 2 に、この編地における隣接する編地部 , の境界部における各部 , の編糸の状態を示す。この図 2 に示すように、編地部 の表目 1 とその表目 1 のウエル方向に連続する表目 6 とを繋ぐ編糸 ( 図中、太線で表示 ) が、編地部 の端部の裏目 3 とその裏目 3 の隣の表目 4 とを繋ぐ編糸 ( 図中、太線で表示 ) に引っ掛かって折り返されるように絡むことで、両編地部 , 同士が連結される。

【 0 0 2 8 】

図 1 の編成工程に従って編成された実際の編地を表側から見た場合、即ち、図 1 の F B 側から B B 側に向かって編地を見た場合、図 3 の写真に示すように、編地部 と編地部 との境界部で編目の乱れが生じていないことが判る。これは、一方の編地部 ( ) の編糸を他方の編地部 ( ) にタックすることなく、両編地部 , の編糸同士の絡まりによって両編地部 , 同士が連結されるからである。

40

【 0 0 2 9 】

また、上記編地を裏側から見た場合、図 4 の写真に示すように、図 1 の編成工程において B B で編成した裏目、即ち、両編地部 , の境界部における編地部 ( ) の端部の編目は、編地部 ( ) の裏側に配置されていることが判る。

【 0 0 3 0 】

< 実施形態 2 >

50

実施形態 2 では、実施形態 1 と異なり隣接する編地部の編成方向が互いに反対になるように編成すると共に、両編地部を接合するための B B への編成を、隣接する編地部の一方でのみ行った例を図 5 , 6 に基づいて説明する。

【 0 0 3 1 】

まず、図 5 の S 1 0 に示す F B の編針 A ~ O に係止される編目のウエール方向に連続する編地部 , , の編成を開始する ( S 1 1 ) 。この実施形態では一つのカムシステムを使用している。まず、S 1 1 では、紙面右方向にキャリッジを移動させ、編地部 , を編成させる。その際、編地部 の編成にあたっては、F B の編針 E に終端の編目 1 1 を形成させ、編地部 の編成にあたっては、編地部 の編成領域内にある B B の編針 J に編地部 の始端となる掛け目を形成させる。カムシステムは、編地部 の編成が終了したら、給糸口 X の連行を止め、編地部 の編成の際に、新たな給糸口 Z を連行する。また、S 1 1 では、紙面左側にキャリッジを移動させ、編地部 を編成させる。その際、編地部の編成領域内から給糸口 Y を連行し、編地部 の終端となる掛け目 1 3 を、編地部 の編成領域内にある B B の編針 E に形成させる。

10

【 0 0 3 2 】

次に、S 1 2 では、編成を行わずにキャリッジを一旦紙面右方向に移動させ、その後紙面左方向に移動させる間に編地部 , を編成させ、最後に、もう一度紙面右方向に移動させる間に編地部 を編成させる。その際、編地部 の終端の編目、および編地部 の始端の編目を、S 1 1 で形成した各掛け目に続く新たな編目として形成する。

【 0 0 3 3 】

さらに、S 1 3 では、S 1 1 と同様の編成を行い、S 1 2 で形成された裏目のウエール方向に続く編目を形成させる。以降は、S 1 2 , 1 3 の編成を繰り返すことで、編地部 , , を完成させると良い。

20

【 0 0 3 4 】

以上説明した編成を行った結果、図 6 のループ図に示すように、隣接する編地部 , , のうち、図 5 の S 1 1 から S 1 2 にかけて形成される編地部 の端部の表目 1 1 とその表目 1 1 のウエール方向に続く表目 1 4 とを繋ぐ編糸が、図 5 の S 1 1 で形成される編地部 の終端の裏目 1 3 とその裏目 1 3 に繋がる表目 1 2 とを繋ぐ渡り糸 ( 太線で表示 ) に引っ掛かって折り返されるように絡まっている。この渡り糸と編糸との絡まりにより編地部 と編地部 とが連結される。

30

【 0 0 3 5 】

< 実施形態 3 >

実施形態 3 では、実施形態 1 と同様に互いに隣接する編地部の編成方向が同一となるように編成すると共に、両編地部を接合するための B B への編成を、隣接する編地部の一方でのみ行った例を図 7 , 8 に基づいて説明する。

【 0 0 3 6 】

まず、図 7 の S 2 0 に示す F B の編針 A ~ O に係止される編目のウエール方向に連続する編地部 , , の編成を開始する ( S 2 1 ) 。S 2 1 では、編地部 , をカムシステム C 1 で、編地部 をカムシステム C 2 で編成させる。その際、編地部 の編成にあたっては、編地部 の編成領域内にある B B の編針 F に終端の掛け目 2 2 を形成させ、編地部 の編成にあたっては、F B の編針 F に編地部 の始端となる編目 2 3 を形成させる。紙面右側の編地部 , の境界においても同様に、編成方向手前側にある編地部 については、B B の編針 K に終端の掛け目を形成し、編成方向奥側にある編地部 については、F B の編針 K に始端の編目を形成する。

40

【 0 0 3 7 】

次に、S 2 2 では、S 2 1 とは編成方向を反転させて、編地部 , をカムシステム C 1 で、編地部 をカムシステム C 2 で編成させる。その際、編地部 , の始端の編目を、S 2 1 で形成した掛け目に続く新たな編目として形成する。

【 0 0 3 8 】

さらに、S 2 3 では、S 2 1 と同様の編成を行い、S 2 2 で形成された裏目のウエール

50

方向に続く編目を形成させる。以降は、S 2 2 , 2 3 の編成を繰り返すことで、編地部 , , を完成させると良い。

【 0 0 3 9 】

以上説明した編成を行った結果、図 8 のループ図に示すように、隣接する編地部 , , のうち、S 2 2 から S 2 3 にかけて形成される編地部 の表目 2 6 とその表目 2 6 のウエール方向に続く表目 2 9 とを繋ぐ編糸が、図 7 の S 2 3 で形成される編地部 の終端の裏目 2 8 とその裏目 2 8 に繋がる表目 2 7 とを繋ぐ渡り糸（太線で表示）に引っ掛かって折り返されるように絡まっている。この編地部 の渡り糸と、編地部 の編糸との絡まりにより編地部 と編地部 とが連結される。

【 0 0 4 0 】

<その他、変形例>

ところで、横編機を用いて折り返し編成を行う場合、編成方向終端の編目を形成した後、その終端の編目に続いて次の編成コースの始端の編目が形成されることになる。その場合、終端の編目が係止される編針に近接する編針が共に上昇するため、端部の編目が編針のフックからクリアリングされない恐れがある。このような問題点の解決方法は、近接する編針の編成動作を別々の編成コースに分けてしまうことである。上記のような問題は、本発明の隣接する編地部の接合方法においても隣接する編地部同士を繋ぐために B B に形成される終端係止目に対して、次の編成コースを編成する場合に起こる恐れがある。そこで、終端係止目に対して次の編成コースでミス編成をすることが好ましい。例えば、実施形態 1 の S 2 で編地部 を編成する際、S 1 で B B の編針 F に形成される掛け目 2 に対して編目 5 を形成せずに、F B の編針 E の編目 6 を S 2 における編地部 の始端の編目とする。このようにすれば、S 1 において掛け目 2 に近接する編目 1 が、ミス編成を交えた S 2 により一段編み下げられるので、次の S 3 で掛け目 2 に編目 1 0 を形成する際、掛け目 2 のクリアリングミスを回避することができる。その他、実施形態 2 の図 5 であれば、S 1 2 における B B の編針 E で編目 1 5 の編成を行わずにミス編成しても良いし、実施形態 3 の図 7 であれば、S 2 2 における B B の編針 F で編目 2 4 の編成を行わずにミス編成しても良い。

【 0 0 4 1 】

なお、本発明の実施形態は上述した実施形態に限定されるわけではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲で適宜変更することができる。例えば、本発明の隣接する編地部の接合方法は、セーターの身頃と袖との接合に利用することもできる。

【符号の説明】

【 0 0 4 2 】

A ~ O 編針

F B 前針床 B B 後針床

X , Y , Z 給糸口

, , 編地部

1 , 4 ~ 1 1 , 1 2 , 1 4 ~ 1 9 , 2 1 , 2 3 ~ 2 9 編目

2 , 3 , 1 3 , 2 2 掛け目

1 , 4 , 6 , 7 , 1 1 , 1 2 , 1 4 , 1 6 , 2 1 , 2 3 , 2 5 , 2 6 , 2 7 , 2 9 表目

2 , 3 , 5 , 8 , 1 3 , 1 5 , 1 9 , 2 2 , 2 4 , 2 8 裏目

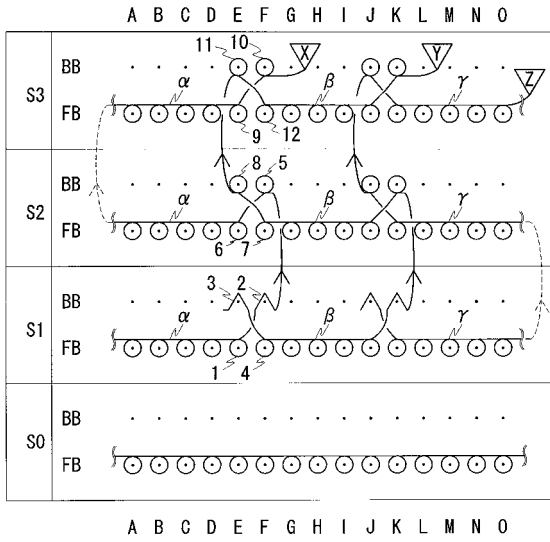
10

20

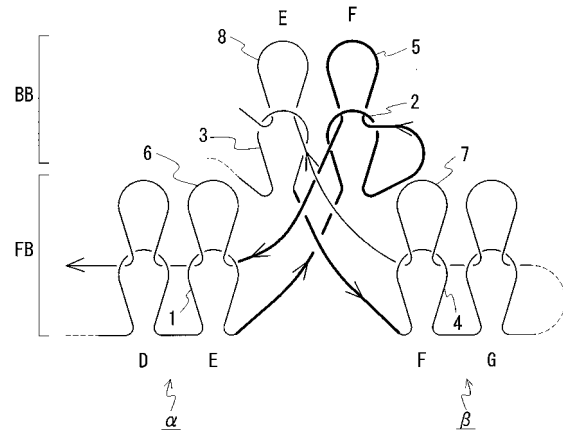
30

40

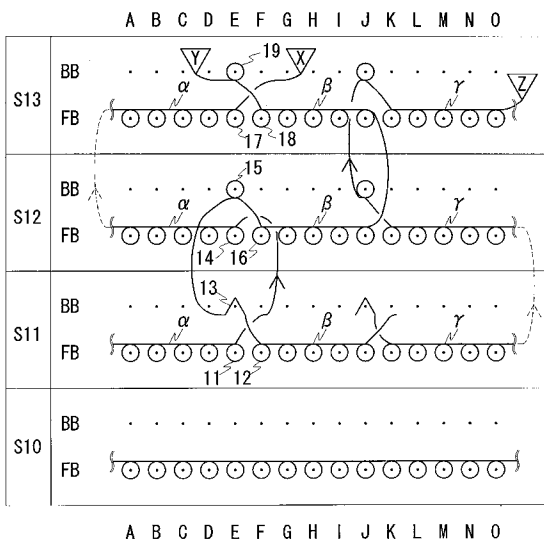
【 図 1 】



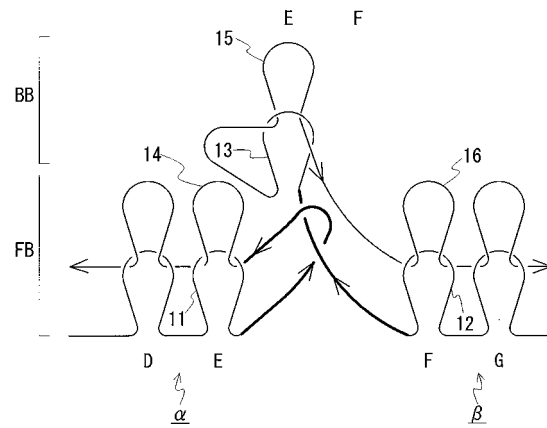
【 図 2 】



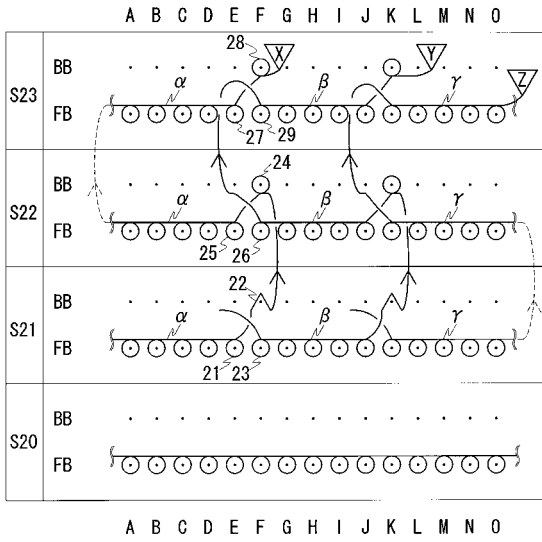
【 図 5 】



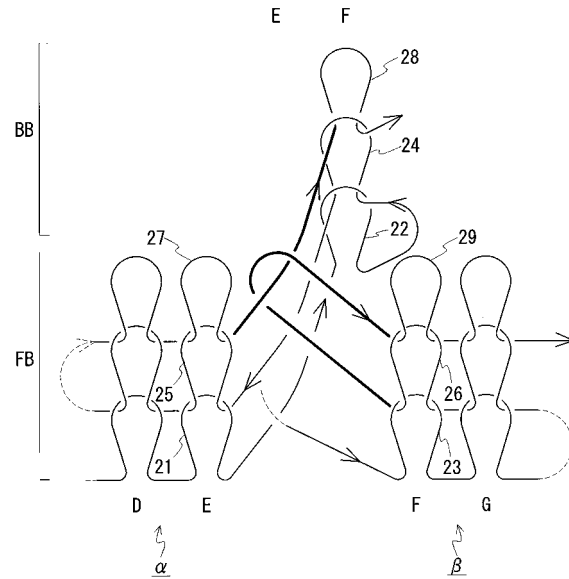
【 図 6 】



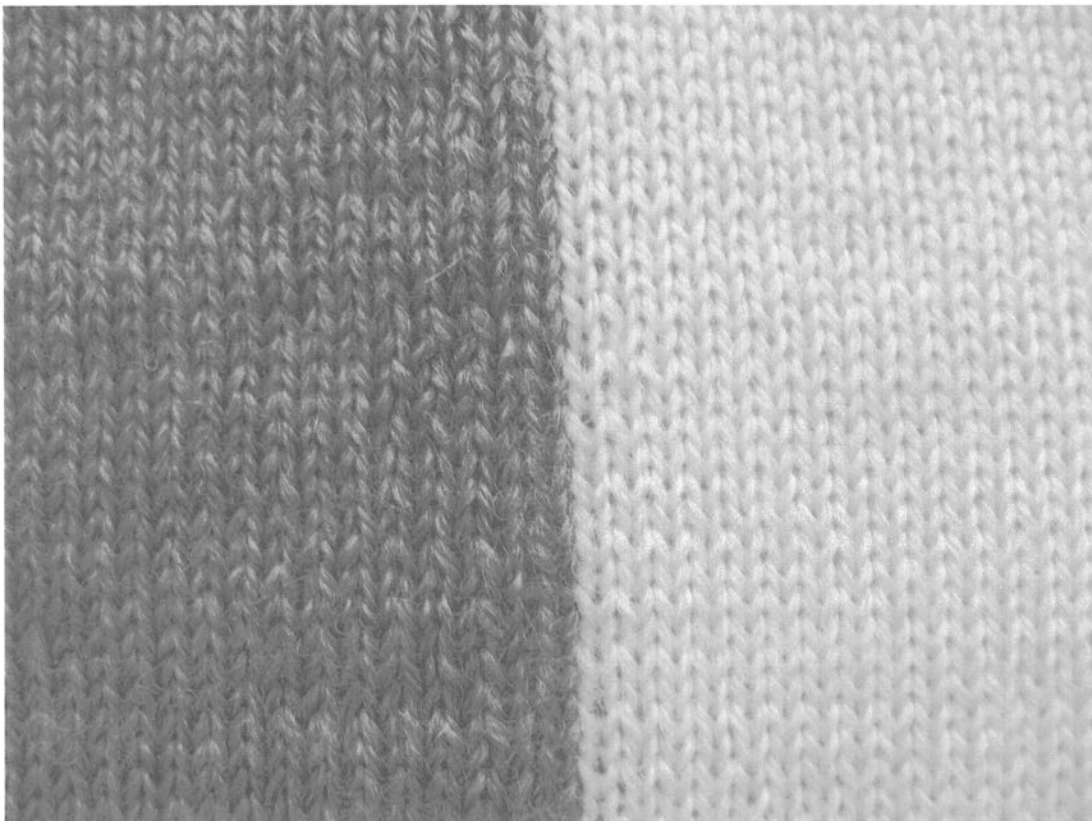
【 図 7 】



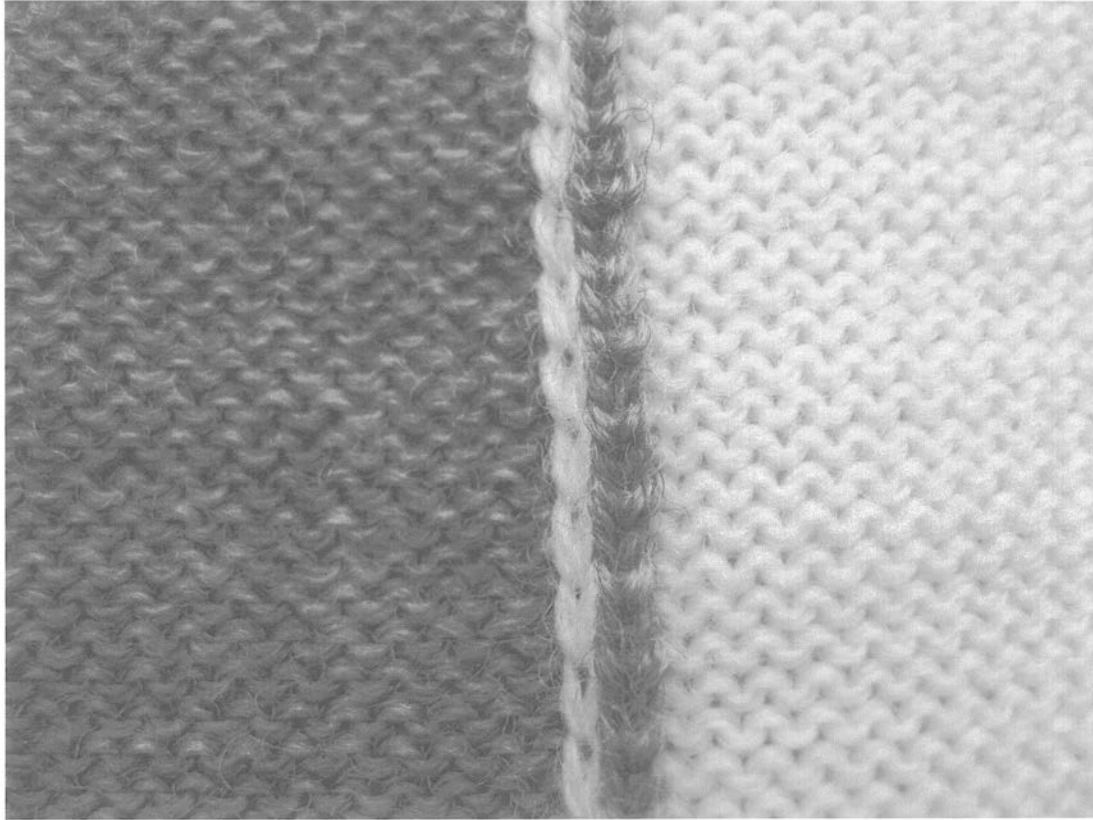
【 図 8 】



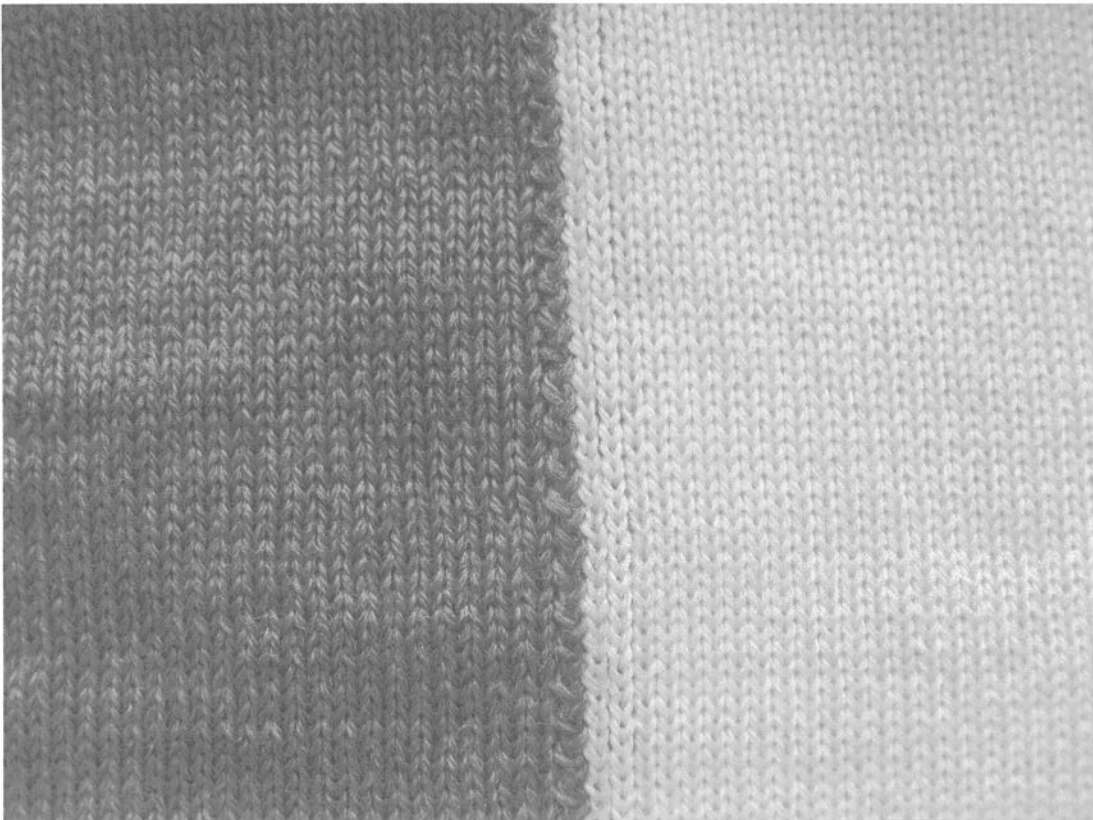
【 図 3 】



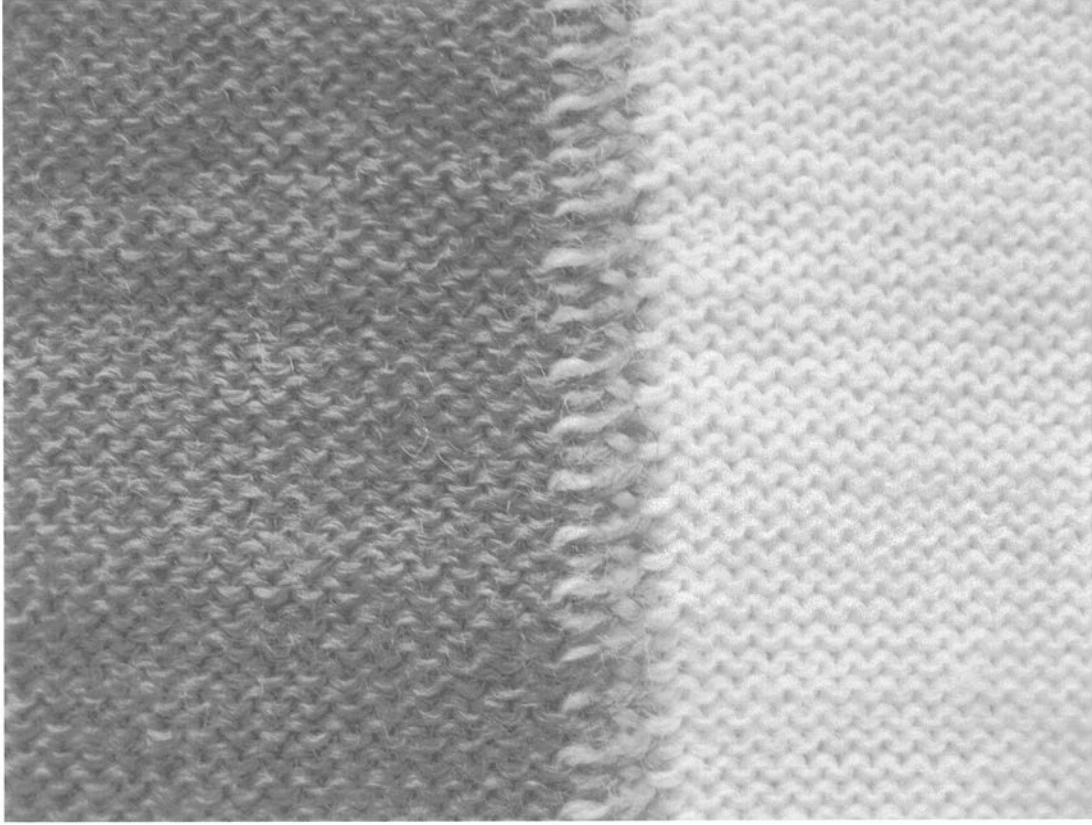
【 図 4 】



【 図 9 】



【 10 】



---

フロントページの続き

(56)参考文献 特開昭56-053247(JP,A)  
特開2000-199156(JP,A)  
国際公開第2009/031321(WO,A1)

(58)調査した分野(Int.Cl.,DB名)  
D04B1/00-39/08